

社会福祉法人 北海道社会福祉事業団 一般事業主行動計画

職員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間

2 内容

目標1：女性職員の育児休業取得率について100%を維持するとともに、休業者が職場復帰しやすい環境の整備に努める。

<対策>

- 平成27年4月から取り組みの対象に非正規職員も含まれることから、出産や育児に関する育児休業制度の内容及び手続き等について、非正規職員も含めた対象者に周知する。
- 育児休業対象者以外にも育児休業制度の周知に努めるとともに、休業中の代替要員の確保や周囲のフォロー体制の整備など、育児休業対象者が安心して休める体制作り、育児休業を取得しやすい環境・雰囲気作りに努める。

目標2：臨時職員に対する育児休業制度の充実に努める。

<対策>

- 臨時職員に係る育児休業の期間について、育児・介護休業法の規定で定められている1歳（6か月延長の場合あり）を上回るよう、対象者の子どもが3歳に達するまでを限度とした期間に延長する。
- 法人機関誌等により、上記の育児休業制度改正について全職員に周知する。

目標3：全職員の年次有給休暇の取得日数について、一人当たり平均で年間10日以上とする。

<対策>

- 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 年次有給休暇の取得に関して、各施設の課題・問題点を抽出し検証する。
- 各施設において年次有給休暇の取得計画を策定する。
- 法人機関誌等により、年次有給休暇取得日数の向上に向けた広報活動を行う。